

女性の活躍に関する情報公表

公表日:2023年12月15日

【男女の賃金の差異】

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	68.1%
常勤職員	92.4%
非常勤職員	50.6%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、手当（時間外手当含む、退職手当・通勤手当除く）、賞与等

非常勤職員：パートタイマー、嘱託を含み、派遣職員を除く

差異についての補足説明：

<非常勤職員>

女性よりも男性に相対的に賃金が高い嘱託職員が多いため、格差が生じていると考えられる。

【労働者に占める女性労働者の割合】

全労働者	77.6%
常勤職員	67.5%
非常勤職員	89.8%

基準日：令和5年4月1日

【男女毎の平均勤続勤務年数】

	男	女
全労働者	7.9年	9.0年
常勤職員	8.1年	8.5年
非常勤職員	7.3年	9.5年

基準日：令和5年4月1日